



平成 23 年 12 月 28 日

各 位

会社名 **フタバ産業株式会社**
代表者名 取締役社長 三島 康博
コード番号 7241 東証・名証第1部
お問合せ先 常務取締役 佐々木 康夫
TEL (0564) 31-2211

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、当社株主 1 名から、当社取締役及び監査役ならびに元取締役及び元監査役計 21 名に対して損害賠償請求訴訟を提起されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、当社は未だ訴訟告知を受けておりませんが、平成 23 年 12 月 23 日付で一部被告の就業先として訴状を受領し、今回の訴訟提起を事実上、知るに至ったものであります。

記

1. 原告株主

岡垣 友輔

2. 訴訟対象者(被告)

当社取締役 花井徹生、北川淳治、高倉昭博
当社元取締役 小塚逸夫、市川康夫、寺田武久、伊藤舜朗、高坂修、
佐藤典秀、中村紘一、竹内征洋、富田正夫(故人)
当社監査役 七原直久、本村博志
当社元監査役 佐川忠明、藤岡高弘、江島誠、今枝稔、青木勇作、伊奈功一、
田村幸雄
合計 21 名

3. 訴えの概要

当該訴えは、

(1) 平成 20 年 12 月 25 日及び同 21 年 5 月 29 日になされた同 16 年 3 月期ないし同 21 年 3 月期第 1 四半期の有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書に関する一部訂正及び、

(2) 当時の持分法適用会社であった株式会社ビジネスデザイン研究所に対する不適切な金融支援等

により発生した損害につき、当時の取締役および監査役であった者(以下、「取締役等」といいます。)に任務懈怠があったとして、訴訟対象者(被告)21 名に対し、全部又は一部につき連帯して、総額金 30 億 6,669 万 9,998 円を賠償することを請求するものであります。

4. 公告

今回の訴訟提起を受けて、当社は、下記内容を当社ホームページにおいて、定款所定の公告方法である電子公告の方法により、公告する予定であります。

記

「当社株主から、当社取締役及び元取締役ならびに監査役及び元監査役計 21 名に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟が、名古屋地方裁判所岡崎支部(平成 23 年(ワ)第 1285 号)に提起されましたので、公告いたします。」

5. 経緯

平成 23 年 6 月 13 日に、本訴訟の原告株主から当社監査役及び代表取締役に対し、当社取締役及び元取締役、ならびに監査役及び元監査役につき、善管注意義務違反等があったことから、損害賠償を行うよう提訴請求を受けましたが、監査役および会社において調査を行った結果、いずれも提訴しない旨を決定し、平成 23 年 8 月 8 日付「不提訴理由通知書」にて通知しております。その結果、当該株主より訴訟が提起されました。

本件訴訟の請求原因については、3 (1)につき社内調査委員会及び社外調査委員会、3 (2)につき特別調査委員会及び責任追及委員会により徹底した調査を実施し、その結果を公表しておりますが、3 (1)につき、株式会社ビジネスデザイン研究所関連の不適切な金融支援と一連の事実関係にたつ試験研究費の部分に関する一部の元取締役を除き、取締役等に任務懈怠があるとは認められません。3 (2)につき、平成 19 年 11 月に在籍していた取締役については、任務懈怠が窺われるものの、主導的に関与した 3 名の元取締役以外の者は、端緒となるべき無断保証行為を知悉した時期も遅く、問題となった損害の一部についての結果回避可能性に疑問が残るほか、責任追及委員会においても相応の負担をもって提訴しないことも可能との見解が出されたことや現任取締役等の士気低下の防止を踏まえ、合意した相応の負担額の支払いをもって提訴しないことといたしております。

なお、本件訴訟のうち、株式会社ビジネスデザイン研究所関連については、当社は、責任追及委員会の答申結果を踏まえ、平成 21 年 10 月 19 日、すでに当時の取締役 3 名に対して、損害賠償請求訴訟を提起済みであり、名古屋地方裁判所岡崎支部にて現在係属中です。当該 3 名については、3 (1)のうち少なくとも試験研究費については任務懈怠が認められると考えておりますが、すでに上記損害賠償請求訴訟を本案として、仮差押えを実施しており、保全済みの財産額や同人たちの過去の報酬等を踏まえると、すでに請求済みの 17 億円を超える上記損害賠償額を超えて回収可能性があるとはおよそ考えられず、費用、当社役職員の工数等から考えても、当該損害賠償請求訴訟に加えて立証の困難な 3 (1)にかかる訴訟を提訴すべきではない、との結論に達しております。

6. 業績に与える影響

本件訴訟は、株主が当社の取締役等 21 名を訴えているものであり、当社の業績に影響を及ぼすものではありません。

以 上